

第1章 公共施設等総合管理計画の位置付け等

第1章 公共施設等総合管理計画の位置付け等

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの公共施設、並びに道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

本市においては、昭和50年代から、人口増加に伴って、その需要に応えるために、公共施設やインフラの整備を行ってきました。

国においては、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別計画の策定を求めています。

また、平成26年4月には、地方公共団体の財政負担の軽減や平準化が図られるように、保有する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行う「公共施設等総合管理計画」の策定要請が、総務大臣から都道府県知事を通して全国の市町村に通知されました。

このような背景もあり、本市においても、中長期的な視点による計画的かつ戦略的な公共施設のマネジメントに取り組むべく、本市が保有する施設の基礎的情報の収集と分析を行い、さまざまな観点から実態や課題を「見える化」し、課題解決に向けた公共施設の在り方を検討する基礎資料として「香芝市公共施設マネジメント～実態把握編～」を平成27年3月に策定しました。

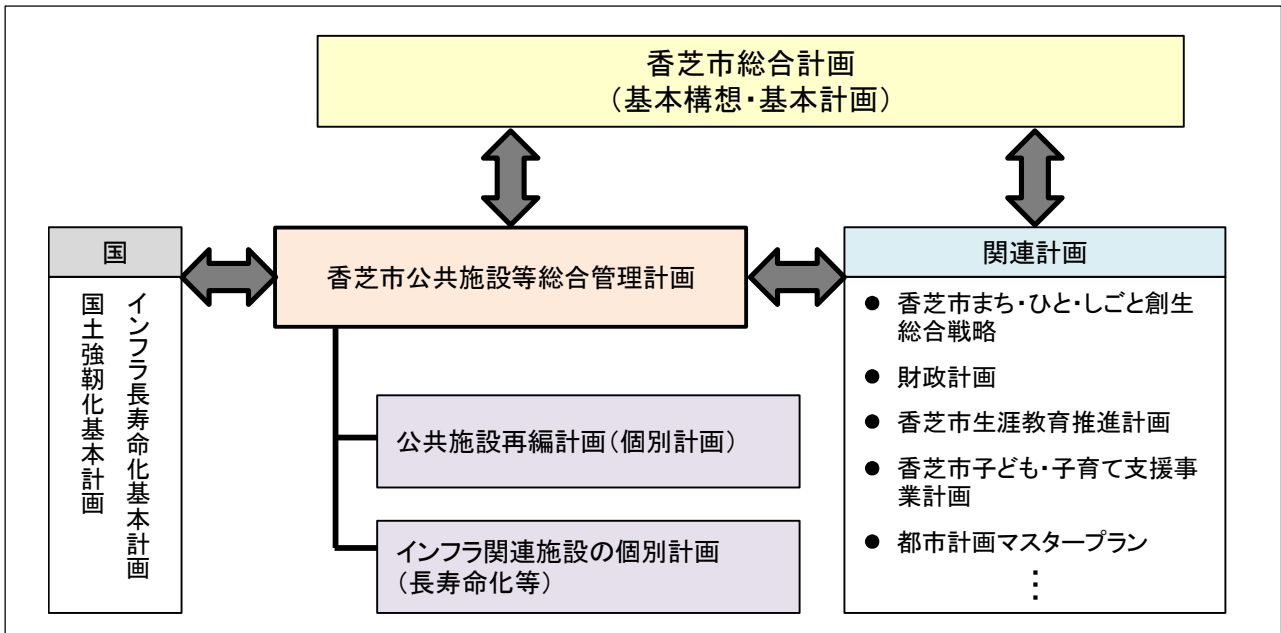
次いで、平成27年度には、公共施設の効率的な管理運営の今後のマネジメント方針となる「香芝市公共施設等マネジメント～基本方針編～」を策定しました。

施設利用者の安全・安心の確保は無論のこと、公民連携等の新しい事業手法の採用等により財政負担の平準化を図り、これからの市民ニーズの変化も見据えた、良質かつ持続可能な公共施設サービスを実現するため、「香芝市公共施設等総合管理計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、本市の最上位計画である「香芝市総合計画」の基本理念のもと「香芝市まち・ひと・しごと総合戦略」とも連動した各施策分野の中の施設に関する取り組みの横断的な指針を提示するものです。

図 香芝市公共施設等総合管理計画の位置付け



3. 計画期間

本市が保有する公共施設のうち、特にハコモノ施設は、昭和 50 年代から平成 6 年の約 20 年間で大規模な施設の建設が集中しているため、今から 20 年以後に施設更新の時期が一斉に集中することになります。

また、公共施設の質と量の最適化を図る上で、中長期的な計画のもと財政面とも連動した実効性の高いマネジメントが不可欠であるため、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間の計画期間とします。

4. 対象施設

本市が保有する建築物で行政財産として管理するハコモノ施設に、道路、橋梁等の土木構造物、上水道、下水道、公園等の主要なインフラ施設を加えたものを対象施設とします。